

複合市民施設に関する調査特別委員会記録

令和4年1月21日(金)午前9時59分～午前10時29分(908会議室)

○出席委員(11名)

委員長	丹治 誠	副委員長	沢井 和宏
委員	根本 雅昭	委員	斎藤 正臣
委員	佐原 真紀	委員	二階堂利枝
委員	鈴木 正実	委員	梅津 政則
委員	白川 敏明	委員	村山 国子
委員	半沢 正典		

○欠席委員(なし)

○市長等部局出席者(財務部)

財務部長	杉内 剛
財務部次長(財務担当)	武田 光正
管財課長	山田 正明
財産マネジメント推進室長兼公共建築課長	佐藤 昭憲
財産マネジメント推進課長	橋本 江理
財産マネジメント推進課主任兼公共建築課建築係長	菅野 禎弘
財産マネジメント推進課主任	鈴木 耕
公共建築課建築係技査	今野 泰敬
公共建築課設備係長	清野 隆司
公共建築課設備係技査	本田 裕樹
公共建築課課長補佐兼新しい西棟建設係長	河野 史隆
公共建築課新しい西棟建設係主査	安田 由幸

○議題

1. 当局説明について
2. 当局説明
3. その他

午前9時59分 開 議

(丹治 誠委員長) ただいまから複合市民施設に関する調査特別委員会を開催します。

初めに、当局説明についてを議題といたします。

前回、実施設計の案について説明を受けましたが、その際に委員よりご意見のあった採決システムについて、当局から想定している内容についての説明を受けたいと思います。

正副委員長手元で当局説明の案を作成いたしましたので、ご覧ください。複合市民施設に関する調査特別委員会当局説明内容について案です。日時が令和4年1月21日金曜日午前10時10分。説明を求める内容が新議場に整備予定の採決システムの概要についてということですが、このような内容で当局説明を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(丹治 誠委員長) それでは、そのようにさせていただきます。

なお、当局から説明を受ける前に、現状で採決システムを導入した場合の採決方法について先例に定められておりますので、確認をしておきたいと思います。タブレットの中の先例集をご覧くださいと思いますので、一回ホーム画面に戻っていただきたいと思います。一旦ホーム画面に戻ってもらって、Rの例規、先例、事例、タブレット研修マニュアルというのがあると思います。Rの先例集、RR、先例集令和元年7月第10版というやつです。データ上のページ数で83ページになります。例規集では75ページになります。

それでは、この先例225になります。こちらは、平成19年に議会運営委員会の申合せ内容として、採決システムを導入した場合の採決方法について明記をされております。内容としては、簡易採決を除く採決は原則として採決システムにより行う、それから(3)番に採決システムによる表決結果は、記名投票と同様に会議録に賛成者及び反対者の氏名を掲載する、それから(4)、議場内に設置される表示盤には出席者数、投票者総数、賛成者数及び反対者数を表示する、これらのことなどが定められております。

つまりこの先例を満たすように採決システムを導入するためには、(3)に記載されているように、賛成者、反対者が明らかになるような表示が出る必要があります。あわせて、(4)にあるように、出席者数、投票者総数、賛成者数及び反対者数を表示できる必要があります。

この後の当局からの説明では、これらを満たす機能を持ったシステムであるかどうかを確認することが必要でありますので、委員の皆様もその点を踏まえてご確認をいただきたいと思います。

それでは、当局入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時04分 休 憩

午前10時06分 再 開

(丹治 誠委員長) 委員会を再開します。

今回は、想定される採決システムについて当局から説明を受け、その後に質疑を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、業務が多忙なところ、当特別委員会の調査にご協力いただきました財務部の皆さんに対しまして、委員会を代表して心から感謝を申し上げます。

なお、本日の議題となっておりますのは、新議場に整備予定の採決システムの概要についてであります。

では、当局からご説明をお願いします。

(財務部長) 仮称市民センターにつきましては、委員の皆様方におかれましてこれまで議会機能を中心に様々なご検討、ご提案を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。本日は、前回、12月21日開催いただきました委員会におきまして、実施設計案の概要について説明させていただいた中でご質問がございました議場の採決システムなどにつきまして、改めてご説明申し上げたいと存じます。

詳細につきましては、事前にお送りしております資料に基づきまして財産マネジメント推進室長よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

(財産マネジメント推進室長) それでは、資料の説明をさせていただきたいと思います。

なお、本日の資料につきましては今現在の設計段階で参考としているメーカーのイメージの絵になりますので、実際のデザイン等につきましては施工段階で改めてメーカーを選定しますので、そういった仕様になるということになります。ですので、基本的な機能については今回お示しするような内容と同じような形になりますが、デザイン等につきましてはこれから変わる可能性があるということをご承知おきいただきたいと思います。

それでは、1ページになります。初めに、議場内のモニター表示についてご説明させていただきます。議場内にモニター4台、あと議長席の後ろに大型のスクリーンがそれぞれございますが、そちらに表示できる内容になります。資料にありますとおり、まず①の発言残時間の表示、あと②の採決結果の表示、あと③、こちらは議場内のカメラの映像になります。あと④、資料投映表示ということで、パソコン等でつないだ資料を表示できるという形になりまして、これらの内容をそれぞれモニター4台と大型スクリーンのほうに表示できるようになります。また、㊤でございます。こちら卓上表示モニターということで、図面にもありますが、㊤の発言席にそれぞれ設置されまして、発言残時間といったものが、そういった情報が表示されるということになります。

続きまして、2ページになります。こちらが採決システムの部分になります。まず、この操作ボタンにつきましては各議員席に配置されるようになります。こちらの機器で賛成、反対、棄権、そういった選択ができるものになります。詳しい操作イメージにつきましては、右側の囲みにあります。まず初めに、事務局側で操作して投票モードという形に切り替えます。そうしますと、投票ランプが点滅しまして、それぞれのボタンを選択することが出来ます。選択しますとランプが点灯するというので、投票が確定するということになります。なお、投票をキャンセルしたいという場合は、

もう一度ボタンを押すことで、改めて選択できるということになります。

こちらの投票内容の結果の表示パターンにつきましては、下の囲みに3種類ございます。全体の集計の表示、あとは議席に応じたレイアウトでそれぞれ表示するような形と、あとは一覧での表示というようなパターンで表示ができるということでございます。

なお、こちらの操作ボタンにつきまして、投票ボタンのほかに発言申請ボタンというものもつけられます。発言を要求する際にこちらを押すと議長席のほうに届くというような形になります。写真には入っていないですが、こちらの操作にはマイクも併せてつくようになりますので、そちらマイクを使えるということでございます。

次に、3ページになります。こちらは、議長席、局長席と事務局の席の内容でございます。まず、議長席につきましては、①のマイク、スピーカー、こちらは先ほどの各議員席に配置されるものと同じものになります。②のモニター、こちらにつきましては議員数の表示とか、先ほどの発言申請があった場合の発言要求、そういったものがこちらに表示されるというような画面になります。あと、③は議場内のカメラの映像になります。④が最初に表示モニターのところでご説明しました発言残時間ですとか投票結果モニター、こういったものが切り替わって表示されるというような形になっております。こちらが議長席になります。

あと、下にあります事務局のほうにつきましては、画面等につきましては今までご説明した内容の画面がそれぞれ出てまいります。あわせて、当然ながらそれを操作、コントロールできるような機器がこちらに設置されるというような形でございます。

資料の説明につきましては以上でございます。

(丹治 誠委員長) それでは、質疑に移ります。ご質疑のある方はお述べください。

(梅津政則委員) ちょっと細かい話で申し訳ないですけども、投票のときって白票のときは押さなければ投票締切りで白票というカウントになるということなのですか。

(公共建築課課長補佐) 今資料でお示ししているのはそのような形なのですが、いわゆるボタンを押さない方について白票という形で、このメーカーの標準仕様ではそうなっています。ただ、メーカーの種類によって画面表示の仕方等についてはカスタマイズできるというふう聞いています。

(梅津政則委員) 事務局にちょっと確認したかったのですが、2ページの左下の集計表示で賛成、反対と棄権で投票総数と合計になっているのだけれども、投票総数って棄権は入らなくて、白票はカウントするのではないのだけ。これは足し算の話なので、どうにでもなると思うのですが、せつかなので、ちょっと確認しておこうかなと思って。

(書記) 採決システムではなく、例えば今現在行っている記名投票の場合でいきますと、賛成、反対、それから万が一白票があればそれを全部足したものが票数になりますので、投票総数という形になります。棄権の方はもう投票される以前に議場から出られているので、投票総数には入りません。

(梅津政則委員) だから、これは足し算を間違っている。

(書記) それは、もし採用になればそこは確認しながらやっていく形になるかと思いますが、あくまでも参考としてご覧いただければと思います。

(梅津政則委員) 参考も間違っていたらうまくないのではないかなと思って聞いてみました。

(根本雅昭委員) 念のためなのですが、まだメーカー決まっていらないのだと思うのですが、メーカーによって平均故障間隔とか、そういうものというのは違ってくるものですか。公表しているものってありますか。ボタンの信頼性とか。

(公共建築課設備係長) メーカーが各社、3社から何社かあるかと思うのですが、その辺のメンテナンス関係についてはちょっとまだ調査はしていないところであります。

(根本雅昭委員) 選ぶときにほかの導入済みの自治体の事例なんかも考慮して、あまり安くても故障が多いと困ってしまうなと思いますので、その辺考慮いただければというお願いです。

以上です。

(丹治 誠委員長) その他ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(丹治 誠委員長) それでは、質疑がなければ、最後に私から今後の委員会運営のために確認させていただきたいと思うのですが、仮称市民センターについては来年度着工予定になっているのですが、その市民センターの管理運営の方法や正式な名称についてはどのようなスケジュールで決定するのかお示しいただければと思います。

(財産マネジメント推進課長) 複合化施設になりますので、施設の利用方法などの管理運営については、中央学習センター所管の教育委員会等関係所管課と引き続き検討を進めていきます。令和6年度の上半期には条例等の整備を予定しておりますので、名称等も含めてそれまでに整理をしていきたいというふうに考えております。今後につきましても、当委員会でのご意見を伺いながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

(丹治 誠委員) 令和6年の上半期には条例を出したいということで、教育委員会との話合いで中身を大体決めていきますということなのだと思うのですが、それについては今はやっていない、今後いつ頃からそういうことであるのか、その辺はいかがですか。

(財産マネジメント推進課長) 教育委員会との協議は今も進めております。利用方法などがいろんな施設で違ってきますので、課題の整理を今しているところでございます。

(丹治 誠委員) 最後に、大体それいつ頃固まりそうなのですか。

(財産マネジメント推進課長) 今具体的にいつというお話はまだできない状態ですが、決まり次第随時ご報告をさせていただきたいと思います。

(丹治 誠委員長) ありがとうございます。

それでは、以上で当局説明を終了いたします。

当局退席のため、暫時休憩をいたします。

午前10時18分 休 憩

午前10時19分 再 開

(丹治 誠委員長) 委員会を再開します。

ただいま当局から受けた説明について、資料は本日中に委員以外の議員の皆さんにも見られるように設定いたしますので、各会派において周知をお願いいたします。

本日の議題については以上なのですが、その他といたしまして、先ほど私のほうから当局に今後の管理運営のスケジュールを確認いたしました。この件については前回の委員会でご意見をいただいたために、私のほうから当局に確認をさせていただきました。

本日の当局の答弁では実際に動き出すのはまだまだ先のようにありますが、今後の委員会で管理運営に関する調査を始めるべきか、またはその他に調査を進めるべきであることなどがあれば委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

なお、ざっくばらんに現時点でのご意見をいただきたいと思いますので、ここからは自由協議としまして、録音を止めて自由にご発言いただきたいと思います。私からの発言許可も不要といたしますので、積極的にご発言いただければと思います。

それでは、自由協議を開始いたします。

【この間自由協議】

(丹治 誠委員長) 今皆様からご意見頂戴しました。名称、それから管理運営方法について当局のほうでまだ方向性も見いだせていない。しかしながら、それが固まっていなくて委員会で提言がきっちりできないのもいかなものかということで、当局のスケジュールをこちらで把握しながら、よきところで、名称及び管理運営方法については当委員会で検討していきたい、そのようなことでよろしくお願いをいたします。

それでは、以上で本日の複合市民施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時29分 散 会

複合市民施設に関する調査特別委員長 丹 治 誠